

## 労働時間について

一六四七字

午前中、大臣も、実は私は終身雇用論者なんだとちらっとおっしゃって、最近、いろいろマスコミやいろいろな組合の皆さん方から、意見交換をしておりますと、どうも大臣は市場経済一辺倒だ、こういう批判もあるわけでありまして、今のお話を聞くと必ずしもそうでもない。やはり基準行政の重要性、この変化における基準行政のあり方ということについてもしっかりと御認識をしていただいているというふうに私も信じながら、今回の労基法の改正、いろいろの問題がありますが、しっかりと今から審議を深めていきたい、こんなふうに思っている次第であります。

それで、今の大臣のお話の中で私も感じたことではありますが、そういう大変な変化の時代の中で、きょうも実は午前中我が党で随分朝からいろいろ勉強会をやっていた中でも出た議論であります。やはり悩ましいのは中高年でありまして、本当にオープンな労働市場といえますか、これからの変化の中で中高年がどうこの変化に耐えられるかということが極めて大事だろう。高年の部分についてはいろいろな仕掛けもそれはあるだろう、やはり中年だろうと思うのです。

そういう意味で私は、職業能力の開発という観点は極めて大事だろうというふうに思っておりますし、ここはまた行政の役割として、も大きな役割があるのだらうというふうに思っております。

これは別に御答弁をいただきたいとかいうことではなくて、ここから先はひとり言でありますけれども、そういう職業能力が極めて大事だという時代に、私の地元はポリテクセンターが何か一つつぶされそうでありまして大変悩んでいるというひとり言を言いながら、次の質問に行きたいと思っております。

きょうこの新聞の記事を引用いたしましたのは、私は、これからどんどん新しいグローバルな競争時代の中でオープンな労働市場になるということを素直に私自身が感じているわけではない、本当に変化の時代を悩んでいる、私自身も悩んでいるということでの記事を引用させていただいたわけでありまして。

時間外・休日・深夜労働についてももう一度、この前も議論をさせていただきました。今回は今の実態について教えていただきたいのであります。

よく言われることではありますが、我が国の労働実態、長時間労働のこの実態についてはいろいろ議論されておりますが、これは指定統計というふうに伺っておりますが、労働省の毎月の勤労統計調査、それから、同じ調査では総務庁の統計局の労働力調査があるというふうに伺っております。

それで、いろいろな方のお話を聞きますと、この二つの調査、労働省の毎月の勤労統計調査では、年間総労働時間が推計をしますと千八百九十一時間、それから総務庁の統計局の労働力調査では、これがさらに大きい数字になっている、二千時間を超えている、こういう数字になっているのであります。二つの統計、時々議論される

というふうに聞いてはおるのでありますが、総労働時間でどうしてこういう食い違いが出ているのか、教えていただきたい。

まず、直近の実態とその違いの根拠をお示しいただきたいと思えます。

伊藤政府参考人 まず直近の状態でございますが、年間の総実労働時間で申し上げますと、毎月勤労統計調査のほうでの数字でございますが、昭和六十二年当時二百二十時間であったものが、直近の平成九年度では千八百九十五時間ということで、この間、約二百二十時間程度の減少を見てきておるわけです。先生ただいま御指摘ありましたように、これを労働力調査で見ますと、二千時間を超えておるといような数字が出てまいるわけでございます。

この毎月勤労統計調査と労働力調査の差異についてもあわせてそういう観点からお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

まず、毎月勤労統計調査のほうは、調査対象期間がいわば全期間ということでございますが、これに対しまして労働力調査のほうでは、月末の一週間を対象として調査をいたします。

したがいまして、通常、月末の時期というものは企業あるいは商店等におきましても多忙な場合が多い、こういうことであります。それから、特に十二月等につきましては、この月末の一週間で十二月二十日から二十六日までの一週間にいたすというような特別なやり方をしておる関係等もございまして、労働力調査のほうでは、そういう数字が高目に出てくる可能性があります。それからもう

一つは、我が国の暦の関係もございまして、ゴールデンウィークとかお盆の連続休暇をとっていただく時期等々が多くは月末には含まれていない、こういう問題がございます。労働力調査のほうがそういう期間が含まれていないために多目に出る、こういう状況もございまして。

また、毎月勤労統計調査は、事業主に対する調査でございます。それから、多目に出るほうの労働力調査は、世帯単位の個人調査でございます。

したがいまして、労働力調査のほうでは、一般に、労働時間そのものというよりは、休憩時間や労働していない在社時間、例えば作業前の着がえの時間等も個人の判断としてはやはり全体に労働時間という理解のもとで答えてくるケースもある。

こういったことから、労働調査の仕組みや時期が違うために、かなりの差異が出てきている状況にあるわけでございます。

榎屋委員 わかりました。労働省と総務庁の指定統計の違い、統計のとり方が違うという御説明でございました。

それで、労働省のこの統計調査では現在千八百九十五時間ですが、そして労働力調査の方は二千時間を超えまして二千二百ぐらいですか、三百時間ぐらい差がある。

これについては、よく言われるように、片方は使用者に対して調査をしたものであり、もう一方のほうは労働者から聞き取った、あるいは、残業とか早出をした時間も含むというようなことから労働基準法違反の無協定の残業あるいは不払い残業なんというのが入っ

ているのではないのか、この三百時間というのはそういう慣例的なものがこの中に入っているのではないか、こういう批判も伺っているところでもあります。今の御説明では、特に残業の多い月末の一週間をとっているということと、その三百時間というのは説明できるのではないか、こういうことでありますか。統計の違いですからそれはあるのかもしれませんが、そういう指摘もあるということも聞かせていただいております。

ただ、全体的には両方とも、当然ながら、長い間の労使の取り組みの中で労働時間は少なくなっているということは言えるわけですが、私も全部は見えていないのでありますが、この労働力調査あたりで、長時間労働、例えば年間三千時間を超えるような労働をされているような方がどのくらいいらっしゃるかというような統計は出てくるのでありましようか。その数字があつたらちよつと教えていただきたいと思います。